

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第1条～ 第2条 (略)</p> <p>(運用報告書（全体版）の本文中に表示すべき事項及び表示順)</p> <p>第3条 投資信託の運用報告書（全体版）の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書（全体版）には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1) 設定以来の運用実績</p> <p>イ 単位型投資信託については、信託開始時から当期末までの基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。<u>以下この条及び第3条の3第1項第1号において「ベンチマーク等」という。</u>）、主要な運用対象資産の構成比率及び元本残存率の状況を表示するものとする。</p> <p><u>ただし、ベンチマーク等の表示が適切でないと委託会社が判断した場合は、表示しない具体的な理由を「設定以来の運用実績」の様式欄の注記等により表示するものとする。</u></p> <p>ロ 追加型株式投資信託については、当期以前5期以上（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は5作成期間（投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号、以下「投資信託計算書類規則」という。）第59条第1項に規定する作成期間をいう。以下第2章から第4章において同じ。）以上とする。）、追</p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p> <p>第1条～ 第2条 (同 左)</p> <p>(運用報告書（全体版）の本文中に表示すべき事項及び表示順)</p> <p>第3条 投資信託の運用報告書（全体版）の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書（全体版）には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1) 設定以来の運用実績</p> <p>イ 単位型投資信託については、信託開始時から当期末までの基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。<u>以下この号及び次号において同じ。</u>）、主要な運用対象資産の構成比率及び元本残存率の状況を表示するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>ロ 追加型株式投資信託については、当期以前5期以上（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は5作成期間（投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号、以下「投資信託計算書類規則」という。）第59条第1項に規定する作成期間をいう。以下第2章から第4章において同じ。）以上とする。）、追</p>

新	旧
<p>加型公社債投資信託については、当期以前3期以上（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は3作成期間以上とする。）の各計算期間の基準価額、分配金、期中騰落率、<u>ベンチマーク等</u>、主要な運用対象資産の構成比率及び純資産総額の状況並びに基準価額の変動と連動対象指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第19条第2項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、以下「政令」という。）第12条第2号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている証券投資信託に限る。）を表示するものとする</p> <p>（2）基準価額と市況推移の当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は当該作成期間中とする。以下第2章から第4章において同じ。）における基準価額、<u>ベンチマーク等</u>、主要な運用対象資産の構成比率の推移を月末単位で表示するものとする。</p> <p>（3）運用経過等の説明</p> <p>イ 運用経過等の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>① 当期中の基準価額の推移を図表で表示するものとする。なお、図表による表示に際しては、<u>ベンチマーク等</u>との併記を原則とし、<u>併記が適切でない</u>と委託会社が判断した場合は、その具体的な理由を第1号に規定する設定以来の運用実績の欄に注記その他の方法により表示するものとする。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>ロ (略)</p>	<p>加型公社債投資信託については、当期以前3期以上（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は3作成期間以上とする。）の各計算期間の基準価額、分配金、期中騰落率、<u>ベンチマーク</u>、主要な運用対象資産の構成比率及び純資産総額の状況並びに基準価額の変動と連動対象指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第19条第2項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、以下「政令」という。）第12条第2号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている証券投資信託に限る。）を表示するものとする</p> <p>（2）基準価額と市況推移の当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は当該作成期間中とする。以下第2章から第4章において同じ。）における基準価額、<u>ベンチマーク</u>、主要な運用対象資産の構成比率の推移を月末単位で表示するものとする。</p> <p>（3）運用経過等の説明</p> <p>イ 運用経過等の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>① 当期中の基準価額の推移を図表で表示するものとする。なお、図表による表示に際しては、<u>ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）</u>との併記を原則とし、<u>併記できない場合は</u>、その具体的な理由を第1号に規定する設定以来の運用実績の欄に注記その他の方法により表示するものとする。</p> <p>②～⑥ (同 左)</p> <p>ロ (同 左)</p>

新	旧
<p>(4) ~ (23) (略)</p> <p>2 ~ 5 (略)</p> <p>第3条の2 (略)</p>	<p>(4) ~ (23) (同 左)</p> <p>2 ~ 5 (同 左)</p> <p>第3条の2 (同 左)</p>
<p>(交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順)</p> <p>第3条の3 投資信託の交付運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、交付運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1) 運用経過の説明</p> <p>運用経過の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>① ~ ④ (略)</p> <p>⑤ 最近5年間の基準価額等の推移</p> <p>最近5年間の基準価額等の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。</p> <p>(イ) ~ (ロ) (略)</p> <p>(ハ) 最近5年間における決算日における基準価額、期間分配金合計(税込み)、<u>ベンチマーク等</u>の騰落率及び純資産総額を図表を用いて表示するものとする。</p> <p>なお、計算期間が6ヵ月又は6ヵ月未満のファンドについては、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものとする。</p> <p>(ニ) 当該図表には、<u>ベンチマーク等</u>を併記することを原則とし、<u>併記が適切でない</u>と委託会社が判断した場合は、その具体的な理由を表示するものとする。</p>	<p>(交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順)</p> <p>第3条の3 投資信託の交付運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、交付運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p> <p>(1) 運用経過の説明</p> <p>運用経過の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。</p> <p>① ~ ④ (同 左)</p> <p>⑤ 最近5年間の基準価額等の推移</p> <p>最近5年間の基準価額等の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。</p> <p>(イ) ~ (ロ) (同 左)</p> <p>(ハ) 最近5年間における決算日における基準価額、期間分配金合計(税込み)、<u>ベンチマーク (ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。)</u>の騰落率及び純資産総額を図表を用いて表示するものとする。</p> <p>なお、計算期間が6ヵ月又は6ヵ月未満のファンドについては、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものとする。</p> <p>(ニ) 当該図表には、<u>ベンチマーク (ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。)</u>を併記することを原則とし、<u>併記できない場合は、</u>その具体的な理由を表示するものとする。</p>

新	旧
(ホ) (略) ⑥～⑩ (略) (2)～(6) (略) 2～4 (略) 第4条～第17条 (略)	(ホ) (同 左) ⑥～⑩ (同 左) (2)～(6) (同 左) 2～4 (同 左) 第4条～第17条 (同 左)
第5章 適時開示 (適時開示) 第18条 委託会社は、その運用の指図を行う投資信託について、次に掲げる事項を当該委託会社のホームページその他の方法により適時開示するものとする。 (1)～(2) (略) 2 前項に規定する適時開示は、 <u>原則として</u> 月次ベースで開示するものとする。 <u>ただし、新たに設定する投資信託の最初の開示についてはこの限りでない。</u> (以下略)	第5章 適時開示 (適時開示) 第18条 委託会社は、その運用の指図を行う投資信託について、次に掲げる事項を当該委託会社のホームページその他の方法により適時開示するものとする。 (1)～(2) (同 左) 2 前項に規定する適時開示は、月次ベースで開示するものとする。 <u>ただし、当分の間、四半期ベースによることができるものとする。</u> (同 左)
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和〇年〇月〇日から実施する。</u>	